

平成18年5月18日

各位

会社名 株式会社ソフト99コーポレーション  
代表者名 代表取締役社長 橋本 眞三  
(コード番号 4464 東証第二部)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 土堤内 清嗣  
(TEL. 06-6942-8761)

## 内部統制システムの基本方針に関するお知らせ

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会におきまして、内部統制システムの基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたので、ここにお知らせいたします。

### 記

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という)を整備する。

下記の基本方針の下で、業務の適法性・効率性を追求し、あわせてリスクの管理を徹底すると共に、社会・経済情勢・その他内外の環境変化に適宜対応して不断の見直しを行い、改善と充実を図る。

なお、当該基本方針の変更に際しては、予め、監査役会に諮った上、取締役会の決議を要する。

### 1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 行動憲章・行動指針を制定し、代表取締役社長がその精神を伝えることにより、企業活動の礎となる法令及び社会規範の遵守を全役職員に徹底する。
- ② 代表取締役社長は、取締役の中からコンプライアンスを推進する責任者を任命し、全社的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。  
又、コンプライアンス担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、コンプライアンス委員長はその結果を随時取締役会に報告する。  
取締役は、夫々の管掌業務部門固有のコンプライアンスに関する問題点を分析し、その対策を具体化する。
- ③ 取締役及び監査役がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス委員会に報告する体制を構築する。
- ④ 使用人が法令上疑義のある行為等について直接報告することを可能とする内部通報制度(ソフト99グループ・ヘルプライン)を設ける。  
通報を受けたコンプライアンス委員会は、顧問弁護士等とその内容を調査し、再発防止策を協議・決定し、全社的な再発防止策を実施する。
- ⑤ 使用人の法令・定款等違反行為についてはコンプライアンス委員会から人事企画室に処分を求める。  
役員等の法令・定款等違反行為についてはコンプライアンス委員長が取締役会に具体的な処分を答申する。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ① 文書管理規程に基づき、取締役の職務の執行に関する諸情報を文書又は電磁的媒体(以下、文書等という)により記録に残し、保存する。
- ② 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 代表取締役社長を危機管理委員会の委員長、コンプライアンス担当役員を同副委員長とし、危機管理規程に基づき、リスク管理の強化を推進する。

- ② 内部監査室は、コンプライアンス委員会・危機管理委員会と連携し、各部門の日常的なリスク管理の状況を監査し、その結果を随時、危機管理委員会及び取締役会に報告する。
  - ③ 危機管理委員長である代表取締役社長は、取締役会において再発防止に向けた改善策を上程し、決定する。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- 以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。
- ① 取締役会規程、職務権限規程、業務分掌規程、稟議規程等に基づく職務権限の分配・意思決定ルールの徹底検証。
  - ② 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく部門毎の業績目標と予算の設定。
  - ③ 月次・四半期業績はITを積極的に活用したシステムにより迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役及び取締役会に報告。
  - ④ 取締役会による月次業績の精査と改善策の実施。
- 5. 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ① グループ各社の内部統制の統括は経営企画室とし、総務部、コンプライアンス・危機管理両委員会等と連携し、グループ各社における内部統制体制の構築及び実効性を高めるための諸施策を立案及び実施し、必要なグループ各社への指導・支援等を適宜実施する。
  - ② 関係会社に対する監査役会及び内部監査室等による調査・監査実施の体制を構築する。
  - ③ グループ各社は、当社内容に準拠した行動憲章・行動指針を策定し、グループ全体でのコンプライアンスの徹底を推進する。
  - ④ グループ各社における法令・諸規則・諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、当社を含めたグループ全体での内部通報制度(ソフト99グループヘルプライン)を設置する。
- 6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- ① 監査役は、使用人に対して監査業務に必要な事項を指示することができるものとする。
  - ② 監査役から、監査業務に必要な指示を受けた使用人はその指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- 7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制**
- 取締役は次に定める事項を監査役会に遅滞なく報告する。
- ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - ② 毎月の経営状況として重要な事項
  - ③ 内部監査の状況及びリスク管理に関する重要な事項
  - ④ 法令・定款の違反に関する事項
  - ⑤ 内部通報制度の通報状況及び内容
  - ⑥ その他コンプライアンス上重要な事項
  - ⑦ 上記のほか監査役会がその職務遂行上報告を要すると判断した事項
- 8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 監査役は、コンプライアンス委員会、危機管理委員会、その他各部門の担当取締役に対して、適宜必要な調査・報告等を要請することができる。
  - ② 監査役は、取締役又は使用人が開催する諸会議に適宜出席することができる。
  - ③ 必要に応じ、専門分野別の弁護士、公認会計士等を招聘し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。